

2026年度 シラバス

科目名	関係法規・制度	区分	必修	単位数	1 単位	対象学年	2 年
担当教員	佐藤 吉田	実務経験	無			コース	全コース
学修内容	美容業を規律している美容師法令、および美容業に関連する法律について学ぶ。 国家試験で求められる知識のみならず、その後の業務において遵守すべき規範となるよう深い理解を求める。						
到達目標	美容師国家試験合格および前後期筆記試験で60点以上必達						
授業の方法	用語・概念の暗記に頼らず、法令が作り出している仕組み、全体像を意識しながら、規範の趣旨、目的まで遡って理解を深める。そのために教科書の記載にとどまらず、配布するプリントも使用して授業を進める。						
成績評価の方法と基準	前後期各1回の筆記試験にて評価を行う。試験は100点方式をもって採点し、60点以上を合格とする。 成績評価はA, B, C, Dで表し、A, B, Cまでを合格として履修を認定する。Dは再試験を受けなければならない。						
授業時間外に必要な学修の具体的内容	法律特有の用語の使い方、考え方が頻出するため、その都度十分復習する。その際、授業で示す衛生法規、行政の仕組み、美容師法の全体像のどの箇所の問題かを意識することが有意義である。他の学科科目と関連する箇所もあるので、その科目を学ぶ意義も考えてみる。						
使用教材	教科書・美容師法関係法令集（公益社団法人 日本理容美容教育センター）						
履修に当たっての留意点	理解するためには板書する言葉や教科書の記載だけでは足りないため、授業で話すことをよく聞くこと。暗記しただけでの安易な単位認定はしない。						
各コマにおける授業計画							
回	主 題	授 業 内 容				備 考	
第1回	科目・授業の目的	授業の進め方 法の役割と特色					
第2回	法の形式	法の実在の仕方と美容師法令					
第3回	衛生法規	公衆衛生法規と制度の仕組み					
第4回	衛生行政①	公衆衛生を図る行政機関とその活動					
第5回	衛生行政②	保健所とその役割					
第6回	美容師法の目的	美容師法が必要とされる理由					
第7回	美容師法の用語	美容師法が規律する対象					
第8回	美容師①	美容師養成施設と美容師試験					
第9回	美容師②	美容師免許と美容師名簿					
第10回	美容師③	美容師名簿の記載事項変更					
第11回	美容師④	美容師の義務①（衛生措置）					
第12回	美容師⑤	美容師の義務②（衛生措置）					
第13回	美容師⑥	美容師の義務③（美容を行う場所）					
第14回	美容師⑦	管理美容師の職務と資格					
第15回	美容所①	美容所の開設と届出					
第16回	美容所②	美容所開設の届出事項と検査確認					
第17回	美容所③	美容所開設の届出事項変更①					
第18回	美容所④	美容所開設の届出事項変更②					
第19回	美容所⑤	美容所の開設者の義務①（衛生措置）					
第20回	美容所⑥	美容所の開設者の義務②（衛生措置）					
第21回	法の形式	法の仕組みと美容師法令					
第22回	衛生法規・行政	公衆衛生法規とそれに基づく行政の仕組み、その活動					
第23回	美容師法の目的・意義	美容師法が必要な趣旨、目的と規律対象					
第24回	美容師免許	美容師免許の仕組み					
第25回	美容師の義務	美容師免許者の遵守すべき義務					
第26回	美容所の開設	美容所開設の仕組み、管理美容師					
第27回	開設者の義務	美容所開設者の遵守すべき義務					
第28回	美容師法の実効性確保	立入検査、行政処分と罰則					
第29回	美容業の関連法規①	美容業の運営に関する法律					
第30回	美容業の関連法規②	美容業の衛生、顧客に関する法律					